

児童相談所の状況（開設後1年）

1. 相談・通告受理の状況

～令和5年2月から令和6年1月末までの速報値～

（1）相談・通告の内訳（被虐待相談の割合は全体の62%）

（単位：件）

	総数	養護相談		障害相談						非行相談		育成相談				その他
		912		121						38		64				66
		被虐待相談	その他相談	肢相体不自由談	視相聴覚障害談	言語障害相違談	重症障害心身談	知的相違障害談	発相達障害談	ぐ犯行為等	触相法行為等談	不登校相談	性相格行動談	しつけ相談	適性相談	その他の談
総数	1201	745	167	1	0	0	2	118	0	29	9	5	50	9	0	66
0～5歳	419	272	74	0	0	0	1	31	0	0	0	0	2	5	0	34
6～11歳	463	314	61	0	0	0	1	40	0	1	5	2	22	3	0	14
12～14歳	211	104	21	1	0	0	0	42	0	13	4	3	19	1	0	3
15～17歳	94	48	9	0	0	0	0	5	0	15	0	0	7	0	0	10
18歳以上	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
不明	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※養護相談「その他相談」は、虐待以外の相談として、主に養育困難に関わる相談

※その他「その他の相談」は、措置変更のほか、保護者指導やレスパイトケアなどに関わるもの

※ぐ犯行為：刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為 ※触法行為：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為

（2）相談・通告受理の経路（1,201件の内訳）

（単位：件）

他自治体児童相談所	子ども家庭支援センター	福祉事務所	保育所	児童養護施設	保健所	保健センター	医療機関
71 5.9%	234 19.5%	16 1.3%	8 0.7%	10 0.8%	3 0.2%	4 0.3%	18 1.5%
警察	家庭裁判所	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他
321 26.7%	15 1.2%	63 5.2%	8 0.7%	239 19.9%	91 7.6%	9 0.7%	91 7.6%

2. 虐待通告対応

（1）月別対応状況（653件／745件＝対応率：87.7%、12.3%は調査継続中）

（単位：件）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
虐待対応件数	30	53	58	37	41	49	54	62	53	72	76	68	653
年度統計	83		570										

※援助方針会議で対応が決定した件数

（2）被虐待児への虐待種別と年齢区分

（単位：件）

	0歳～5歳		6歳～11歳		12歳～14歳		15歳以上		不明	計
身体的虐待	46	19%	105	40%	29	35%	14	23%	6	200 31%
性的虐待	0	0%	1	0%	1	1%	0	0%	0	2 0%
心理的虐待	157	66%	114	44%	39	46%	39	63%	2	351 54%
ネグレクト	36	15%	40	15%	15	18%	9	15%	0	100 15%
計	239		260		84		62		8	653

(3) 主な虐待者の状況

(単位:件)

	実父	実父以外 の父親	実母	その他	不明	計
身体的虐待	74 27%	7 30%	116 33%	1	2	200 31%
性的虐待	2 1%	0 0%	0 0%	0	0	2 0%
心理的虐待	187 67%	16 70%	147 42%	0	1	351 54%
ネグレクト	16 6%	0 0%	84 24%	0	0	100 15%
計	279	23	347	1	3	653

3. 児童福祉司の活動状況

児童や保護者の相談に応じ、必要な調査や社会診断を行い、適切な指導、助言を行っている。

【行動回数】

(単位:回)

家庭訪問	その他訪問 (※1)	面談 (※2)	電話 (※3)	施設訪問	里親宅訪問	協議等	その他 (※4)	計
2,208	1,158	4,237	23,719	709	36	280	3,579	35,926
6.1%	3.2%	11.8%	66.0%	2.0%	0.1%	0.8%	10.0%	100.0%

(※1) 家庭、施設、里親宅以外を訪問した件数(学校等)

(※2) 児童、保護者、関係者等が来所面接した件数

(※3) 電話をかけた(架電)、電話がかかってきた(入電)件数

(※4) 手紙や通知送付、伝言等の件数

4. 児童心理司の活動状況

児童や保護者との面接や行動観察及び心理検査により心理診断を行い、必要な心理療法やカウンセリングを行っている。

【各種活動】

(単位:回)

【面接・観察・指導 実施回数】			【心理検査 実施回数】				【心理療法・カウンセリング 実施回数】		
2,591			459				1,446		
児童	保護者	その他	知能	発達	人格	その他	児童	保護者	その他
1,612	616	363	219	89	99	52	1,036	265	145

【愛の手帳の判定状況】

「東京都愛の手帳交付要綱」に基づき、18歳未満の児童に対して、専門医師とともに、知的障害の有無や障害状況の判定を行った。(専門医師〈児童精神科医〉2名が月2回の判定業務に従事する)

愛の手帳(療育手帳)	1度	2度	3度	4度	*非該当	合計
心理判定数	0	12	17	46	16	91

* 非該当…判定基準に基づいて、知能検査による知的指数(IQ)と医学的・心理学的・社会診断的見地から日常生活の様子などを総合的に診断し、該当しないと判断したもの。

5. 人材育成(研修受講状況)

児童福祉司任用後研修などの法定研修ほか、児童福祉司・児童心理司(3・4年目)研修や一時保護所職員研修など、特別区職員研修所が主催する児童相談所業務研修と民間事業者が主催する専門職研修を含め、35種類の研修に延べ90名が参加した。

6. 三機関連携による相談対応の状況 ※詳細は資料6別紙5ページ参照

児童相談所、保健所(健康推進課・長崎健康相談所)、子ども家庭支援センターの三機関による連携会議を毎月1回開催し、妊娠期から子育て期に至る一貫した相談対応を実施した。



【相談対応種別】(三機関会議では養育困難家庭への対応が最も多い)

(単位:件)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 (ネグレクト)	養育困難	特定妊婦	情報共有	総計
23	0	71	19	76	30	16	235

7. 一時保護の状況

一時保護所に入所する児童は、概ね満2歳から18歳未満の児童で、保護所での集団生活が可能な愛の手帳4度程度の認知判断能力があり、常時医療的なケアを必要としないことを要件としている。
一時保護所定員は12人（幼児4人、学齢男子4人、学齢女子4人）

（1）所内一時保護入所状況（保護児童の比率は、幼児18%、学齢児82%）（単位：件）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
保護児童数	16	7	6	10	11	7	9	7	9	5	7	7	101
（）警察から身柄付通告	(5)	(3)	(4)	(5)	(4)	(3)	(3)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)	(35)
内訳 （）定員	幼児(4)	3	2	0	3	0	1	0	1	1	5	1	18
	女子	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	2	7
	男子	2	1	0	3	0	0	0	0	1	0	3	11
	学齢女子(4)	6	4	2	3	6	4	4	4	5	3	1	45
	学齢男子(4)	7	1	4	4	5	2	5	2	3	1	1	38
各年度の新規児童数の計	23		78										
月末の入所人数	13	12	10	14	14	15	14	14	14	15	10	15	
入所率	108.3%	100.0%	83.3%	116.7%	116.7%	125.0%	116.7%	116.7%	116.7%	125.0%	83.3%	125.0%	

※月末の入所人数は他自治体からの受託児童を含む

（2）一時保護委託の状況

①月別状況（単位：件）

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
一時保護委託	0	4	4	1	7	8	10	12	5	7	5	2	65
（）他自治体一時保護所	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)	(3)	(3)	(2)	(17)
計	0	4	4	1	7	8	10	12	5	7	5	2	65

②委託先（単位：件）

児童養護施設	乳児院	障害児施設	養育家庭	他自治体一時保護所	医療機関	計
8	13	4	8	17	15	65

開設後の一時保護児童の総数 166 人
* 所内一時保護児童 101 人
* 一時保護委託児童 65 人

（3）一時保護児童の年齢と相談主訴

①所内一時保護児童（単位：件） ②一時保護委託児童（単位：件）

養護		2～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
	児童虐待	15	42	7	8	72
	その他	0	2	1	0	3
障害相談		0	0	0	0	0
非行相談		0	0	7	10	17
育成相談		0	5	2	1	8
保健・その他		0	1	0	0	1
計		15	50	17	19	101

養護		2～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
	児童虐待	16	25	0	1	42
	その他	11	2	2	0	15
障害相談		0	0	0	0	0
非行相談		0	0	0	1	1
育成相談		0	2	0	3	5
保健・その他		2	0	0	0	2
計		29	29	2	5	65

※所内一時保護は6歳～11歳（小学期）の児童が多く、一時保護委託では2歳～11歳までの幼児期から小学期の児童が多い

※相談主訴は、所内保護、委託保護ともに虐待が最も多く、所内保護は全体の71%、委託保護は全体の65%

（4）一時保護の解除状況と平均在所・委託日数

①所内一時保護児童

区分	件数
家庭復帰	48
養育家庭委託	5
児童養護施設	8
他自治体の一時保護所	27
計	88

※養育家庭…里親家庭

②一時保護委託児童

解除先区分	件数
家庭復帰	22
養育家庭委託	1
児童福祉施設入所	7
豊島区児童相談所に移送・移動	14
他自治体の一時保護所	17
委託継続中	4
計	65

③平均在所日数及び委託日数

年度	在所日数	委託日数
令和4年度（2か月）	29日	8日
令和5年度（10か月）	52日	37日
開設後（12か月）	47日	36日

<参考：令和3年度 所内一時保護>

全国一時保護所の平均在所日数：32.7日

東京都一時保護所の平均在所日数：45日

8. 社会的養育の状況（保護者等から適切な養育を受けられない児童に対して公的責任において行う養育）

児童相談所では、施設養育と家庭養育のもとで生活する児童の健やかな成長に向けて、施設や養育家庭等と連携し、家庭復帰や自立支援など児童の最善の利益の保障に取り組んでいる。

（１）施設養育 80人（虐待を主訴とする割合は68%）

（令和6年1月31時点）

	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	18歳	19歳	合計
乳児院	13	0	0	0	0	0	0	13
児童養護施設	0	8	19	13	15	0	0	55
児童自立支援施設	0	0	0	1	0	0	0	1
児童心理治療施設	0	0	1	0	0	0	0	1
知的障害児施設	0	0	3	2	0	0	0	5
肢体不自由児施設	0	0	0	2	0	0	0	2
重症心身障害児施設	0	0	1	0	0	0	0	1
自立援助ホーム	0	0	0	0	0	1	1	2
計	13	8	24	18	15	1	1	80

（２）家庭養育 32人（虐待を主訴とする割合は63%）（令和6年1月31時点）

	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	合計
養育家庭	3	7	9	4	3	26
養子縁組里親	1	1	0	0	0	2
ファミリーホーム	0	2	0	2	0	4
計	4	10	9	6	3	32

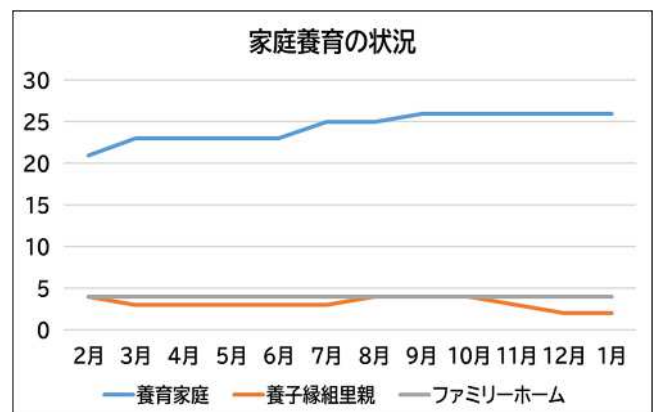
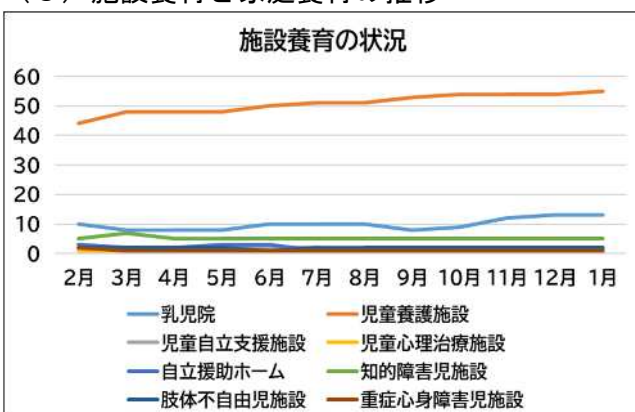
豊島区の里親等委託率：全体 32.0% 乳幼児 40.0% 学童期以降 27.7%（令和6年1月31日時点）

【算出方法】＜全体＞32（家庭養育数）÷100（乳児院13+児童養護施設55+家庭養育32）＝32.0%

＜乳幼児＞14（家庭養育数）÷35（乳児院13+児童養護施設8+家庭養育14）＝40.0%

＜学童期以降＞18（家庭養育数）÷65（乳児院0+児童養護施設47+家庭養育18）＝27.7%

（３）施設養育と家庭養育の推移



9. 家庭養育の推進

国が掲げる「家庭養育優先」の理念に基づき、養育家庭等の登録促進を図る「フォスタリング機関」を活用し、家庭養育の基盤整備を進めている。

（１）豊島区における養育家庭等の状況（令和6年1月31時点）

種別	登録家庭数	児童の委託家庭数	委託児童数	
養育家庭	22	9	12	3
専門養育家庭	2	0	0	5
ファミリーホーム	2	2	5	1
養子縁組里親	14	1	1	4
計	34	10	13	

委託児所属区分	
豊島区	1人
東京都	8人
特別区	4人
計	13人

※計34件は、養育家庭と養子縁組里親の二重登録2件を除いた件数

（２）養育家庭等に関わる主な活動内容

個別相談会		児童福祉審議会里親部会				
開催数	参加家庭数	開催数	新規認定家庭数	(内訳)		
				養育家庭	養子縁組	二重登録
11回	15家庭	5回	7家庭	3	3	1